

令和7年度 志摩市藻場造成支援助成金 のお知らせ

漁業者による藻場造成の取り組みを支援するため、1グループあたり10万円を上限として助成します。

助成を受けられる方

申請期限：令和8年2月27日

個人の漁業者であって、次のすべての◆に当てはまる方

- ◆鳥羽磯部漁業協同組合及び三重外湾漁業協同組合の組合員が半数以上を占める、3人以上のグループであること。
- ◆事業の実施に当たり、地区の漁業権管理委員長等の実施承認を受けていること。
- ◆暴力団員等でないこと及び暴力団員等と密接な関係を有しないこと。

※2回目以降の実施は要相談

助成対象となる事業と経費

- ・海藻をネット等で覆い、食害生物(ウニ類その他植食性魚類)から守る取り組み
- ・海藻のタネ(孢子・遊走子・幼胚)の供給等の取り組み
- ・その他、藻場の造成に関する取り組み

対象経費：消耗品購入費、母藻(海藻のタネ)購入費、
燃料費、傭船料など

対象外：日当、飲食費、消費税など

助成金の額

- ・事業を実施するための経費の自己負担分に対し、全額を助成
- ・1グループあたり上限10万円まで

申請方法

書類は志摩市HPからもダウンロードできます。

Step 1 申請書等の書類を提出する

＜提出書類＞

- (1) 助成金交付申請書
- (2) 事業計画書

申請期限：令和8年2月27日

市から助成金の決定額が通知される

↓ 交付決定通知書を郵送

Step 2 藻場造成取り組み後、書類を提出する

＜提出書類＞

- (1) 実績報告書
- (2) 事業成績書
- (3) 写真
- (4) 領収書等

提出期限：令和8年3月31日

市から助成金の確定額が通知される

↓ 交付確定通知書を郵送

Step 3 助成金の請求書を提出する

＜提出書類＞

- ・ 助成金交付請求書

市から口座に入金



提出・問い合わせ先

〒517-0592 志摩市阿児町鵜3098番地22

志摩市 水産農林部 水産課

TEL：0599-44-0289（平日8:30～17:15）